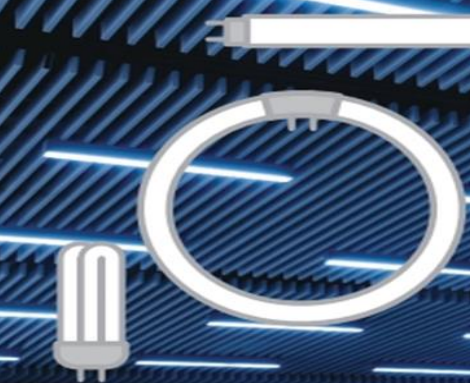


## 蛍光灯交換時における注意喚起について

令和5年10月30日から11月3日にかけて開催されたCOP5(水銀に関する水俣条約第5回締約国会議)において、令和9年12月末までにすべての一般照明用蛍光灯ランプの製造・輸入を禁止することが決定され、日本国内においても同様の対応がとられることとなります。

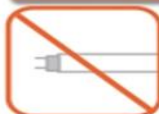
別添1

**緊急!** 2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議で、すべての一般照明用蛍光灯ランプの製造・輸出入の廃止が2027年末と決定しました。※一般照明用の高圧水銀ランプについては既に(2021年以降)製造・輸出入が禁止になっています。



**蛍光灯ランプがなくなる前にLED照明器具に交換しましょう!**

廃止が決定した蛍光灯ランプ



直管形蛍光灯ランプ



電球形蛍光灯ランプ



コンパクト形蛍光灯ランプ



非直管形蛍光灯ランプ



高圧水銀ランプおよび外部電極蛍光灯ランプ

詳細は裏面へ

蛍光灯照明器具をLED化する際、あるいは最期間使用した器具を交換する際は、**まるごと照明器具交換**を推奨します。

直管LEDランプと既設の照明器具の組み合わせが不適切な場合、**重大事故**が発生しています。



発煙

●LEDランプ電圧選択の誤り、施工方法の誤違い  
●器具(ソケット)の熱線性能不足  
●既設使用した安定器の劣化 など



発火

●既設使用したソケットの劣化  
●ランプの質量超過  
●異常発熱時のソケットの熱変形



落下

●既設使用したソケットの劣化  
●ランプの質量超過  
●異常発熱時のソケットの熱変形

既設の蛍光灯器具をLED化する際は**器具交換**を推奨します。G13 口金直管LED光源に交換する場合はJLMA301に適合した光源を採用されることをお勧めします。

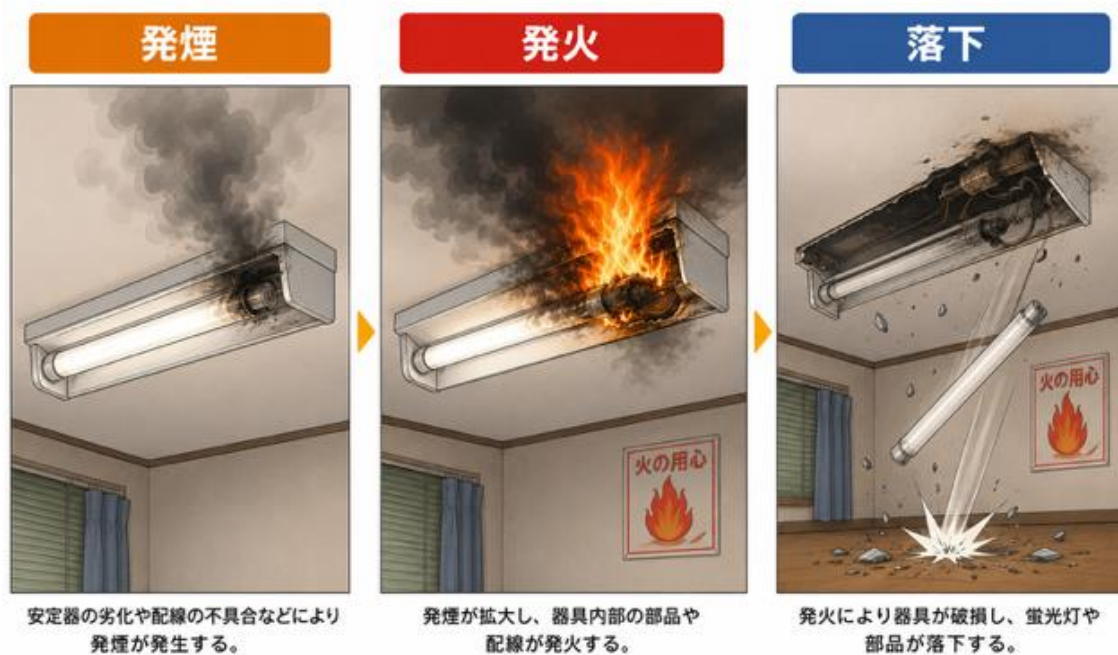


JLMA301



一般社団法人 日本照明工業会  
Japan Lighting Manufacturers Association

これに伴い、一般照明用蛍光灯の代替品として交換用の LED ランプが流通・販売されるようになってきていますが、一般社団法人日本照明工業会において、既設の照明器具との組み合わせが不適切である場合、発煙、発火、及びランプの落下等の重大事故につながるおそれがあります。



蛍光灯照明器具を LED 化する際、既に長期間使用されているものが多く、まろごと照明器具交換を推奨します。

詳しくは、以下の URL より一般社団法人日本照明工業会公式ホームページをご参照ください。

リンク：<https://www.jlma.or.jp/anzen/chui/index.htm>